

千曲市告示第8号

千曲市一般廃棄物収集所設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月6日

千曲市長 小川 修 一

千曲市一般廃棄物収集所設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市一般廃棄物収集所設置事業補助金交付要綱（平成15年千曲市告示第82号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「千曲市長 様」を「（宛先）千曲市長」に、

「

1 補助事業の目的

一般廃棄物(可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ)収集所を設置する。

」を

「

1 補助事業の目的

一般廃棄物(可燃ごみ・不燃ごみ・資源物)収集所を設置する。

」に改める。

様式第2号中「千曲市長 様」を「（宛先）千曲市長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年2月6日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の千曲市一般廃棄物収集所設置事業補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。